

蒲郡市人事評価審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 人事評価制度の円滑な運用や公務能率の向上のために必要な連絡調整及び職員からの苦情を処理するため、蒲郡市人事評価審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審査事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審査するものとする。

- (1) 人事評価に基づく能力評価及び業績評価の結果が均衡を欠いた場合に必要となる評価結果の検証及び是正等の調整に関する事項
- (2) 蒲郡市職員人事評価実施規程（平成28年蒲郡市訓令第4号）第14条第3項の規定に基づく苦情処理に関する事項

2 委員会は、前項に規定する事項を審査したときは、その結果を市長に報告するものとする。

(委員会の組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 企画部長
- (3) 総務部長
- (4) 企画部人事課長
- (5) その他審査のために必要があると認め市長が指名する者

2 委員会の委員長は、副市長をもって充て、委員会を統括し、会務を処理する。

3 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(委員会の招集)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 会議は非公開とする。

(関係職員の出席等)

第5条 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画部人事課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年 5月 7日から施行する。